

不法投棄のない クリーンな大館を



不法投棄をしたかたは処罰されます

最近、市内の公有地、原野、河川敷などに一般ごみ、粗大ゴミなどの不法投棄が見受けられます。市では、立看板の設置のほか、廃棄物不法投棄監視員二十人を委嘱し、不法投棄の予防に努めていますが、不法投棄が後を絶たない状況です。

定期収集日まで待てない粗大ごみや一時多量ごみの処理については、自分で沼館地区にある粗大ごみ処理場に持ち込むか、市の許可業者に依頼するなど適切な処理をしてください。処理場は日曜日以外であれば土曜日、祝祭日も受け入れています。

不法投棄は土壌汚染、水質汚濁等の環境破壊を引き起こし、やがては人身にかかわる公害問題へと発展しかねない重要な問題です。それだけに、お互いに監視の目を光らせ、不法投棄のないクリーンな大館を実現させましょう。

園生活課（内線247）

広報おおだて 平成8年6月1日号(No654)

発行/大館市 〒017秋田県大館市字中城20番地

☎0186-49-3111

編集/総務部総務課広報広聴係(内線258)

広報おおだては再生紙を使用しています。

